

津久井やまゆり園事件について その12

手塚 玄

2020年、年があけて三年半かかってやっと公判が始まった。ほぼ毎日のように公判を開き3月中には判決の予定。事実は争いようもないのだから公判の課題は処罰の程度を判断すること、そして植松被告がこの事件を引き起こした背景、“心失者、などという勝手な言葉を作りだしてまで障害者を殺そうとした理由、世界平和とか大麻の解禁とかこの国の借金財政の建て直しなどと、とってつけたような理由ではなく、そもそもなにをしたかったのかを明らかにすることがこの裁判の目的だと思う。そして“会話のできない重度の障害者、は人ではないから殺しても殺人ではないという植松被告の主張が全くの間違いである事を明らかにする事が検察にとっても弁護側にとっても求められる一番の目的だと思う。そのための集中した公判の日程であり全被害者の被害状況の開示と証言、家族の意見陳述、被告と関わりのあった人物の証言を行うため公判の回数も多いのだろう。その中で、ただ一人実名を明らかにしている尾野一矢さんが大けがを負いながらも縛られた職員に頼まれ携帯電話を届けた事が職員の証言にあった。ご両親も知らなかった事。あの状況で大けがを負いながらも・・・、人としての素晴らしい行為だと思う。その後は焦ったのか会話ができるのかの確かめもしないで殺害を繰り返したことも職員の証言から明らかになった。植松被告の殺害の根拠はこのことから間違っていることは明らかだと思う。

これまでの事件の報道に接して、私はとことん何が起こっていたのかを知りたい気持ちとこれ以上想像もできないような真実はもういいという気持ちの間で迷っている。ただ危惧するのは裁判の過程で植松被告の異常さ、残忍さばかりが強調され、“だから極刑、あるいは“だから精神異常で責任能力なし、の結論でそれ以上の説明がされないで裁判が終わること。公判が9回まで進み

(1月28日現在)植松被告の尋問も始まり発言の一部は報道されている。今後の公判でなぜこんな考えを抱くようになったのかを明らかにして欲しい。植松被告に自分のしたことが間違いだったことを理解してもらわねばならない。ネットの書き込みで植松被告を持ち上げた人たちにも間違いだったことをわかってもらわねばならない(ここまでいかなければ家族が名前を公開したくない気持ちをほぐすことはできないと思う)。そして私たち福祉に関わる者がこの先、絶対にこのようなことを起こ

さないための大事な教訓をこの裁判の中からもなんとかして得なければならないと思う。

また今年の7月に札幌の東区で起きたヘルパーによる重度障害者の傷害致死事件の裁判もはじまった。2度ほど傍聴した。ヘルパー派遣事業所の代表で、亡くなった山下さんのお母さんは「極刑を」と証言席で語った。太田被告は事実については淡々と語ったらしい。1, 2回殴った程度ではなかったようだ。それにもかかわらず暴行をした理由、心情は弁護人がいろいろ質問したが最後まで語らなかったという。語らない本当のところはわからないが、何であれ自分のやったことには責任をとることなのだろうか。求刑は懲役6年、判決は懲役5年。妥当なのかの判断は私にはできない。

この2つの事件、似た面も全く違う面もあると思う。2つの裁判に接して、何か結論めいたことを言えるような状況でも、ましてそんな立場でもないが、この先も私の中で納得がいくまで注目し続けようと思う。福祉の関係者が起こした事件であり、福祉事業者の責任はとても重いし、そこを見つめないこの先はないと思うから。